

第9章 1990年代ペルーにおける労働法制改革とその社会的影響

キーワード：グローバリゼーション、新自由主義、労働法制、フジモリ政権、働く青少年

小 倉 英 敬*

Peruvian Labor Legislation Reform and its Social Effects in the 1990s

Key Words : globalization, neo-liberalism, labor legislation, Fujimori administration, young street workers

OGURA Hidetaka

The processes of globalization have been accelerating since the end of the 1980s, especially in the economic arena. These processes have been enforced by the neo-liberal economic policies that have been adopted in many countries. One of those countries was Peru during the Fujimori administration in 1990 – 2000.

The Fujimori administration adopted many neo-liberal measures for structural adjustment. As a result of this adjustment, the gaps in the income distribution changed for the worse. However, it is very difficult to establish the relationship between the adjustment measures and the increase in poverty. The author proposes to verify this relationship in the area of the labor market and labor relations, examining the contents and results of the labor regulation reforms during the Fujimori administration.

The Fujimori administration adopted adjustment-deregulation measures on the labor market and labor relations in order to make the market flexible, considering that the legislation concerning labor relations was generally favorable towards employees, which served to create rigidity in the labor market.

These deregulation measures made employment insecure, increased the number of sub-employed workers, and depressed the income level of workers. In other words, the deregulation measures caused a change for the worse in the conditions of workers, and favored employers only.

That situation affected the sons of sub-employed workers experiencing worsening working conditions, and had forced these children to work in the streets. They organized a movement in the 1970s and increased strength in the 1990s under the neo-liberal deregulation measures applied during the Fujimori administration. This process is one of the best examples of social change as consequence of neo-liberal adjustments under globalization.

* 国際基督教大学

はじめに	IV. フジモリ政権下の労働情勢 (1990-2000年)
I. グローバル化と労働市場の構造変化	V. 労働市場の構造変化と社会変動
II. 軍事政権下の労働情勢 (1968-80年)	結 び
III. 1980年代の労働情勢	

はじめに

近年「経済のグローバル化」が論じられている。グローバリゼーションは大航海時代を起点とする歴史的プロセスであるが、「経済のグローバル化」はグローバリゼーションのプロセスの中で1980年代末から加速度的に進展した、グローバリゼーションの最新段階における現象である。

「経済のグローバル化」の始点は1960年代後半に溯る。「経済のグローバル化」を開始させる要因となったのは、多国籍企業の活動活発化による国際的な産業編成の変化、国際労働力の移動、主要国における為替相場の変動相場制への移行、及び「モノの生産」から「記号の生産」への資本増殖プロセスの変化など、世界資本主義システムの下で進展した世界経済の編成原理の変化である。これらのプロセスが進行することに発して新古典派経済理論に基づく「新自由主義」経済モデルが1970年代より国際的な主要な潮流となり、「資本＝労働」関係や労働市場の編成原理にも変化を生じさせた。

本章は、ペルーにおいて1950年代から開始した農村人口の都市への移動を経て都市人口が増加して都市における労働力過剰状態が発生したことを経て、1970年代後半のモラレス＝ベルムーデス軍事政権（1975-1980年）における国際金融機関との関係強化を契機として労使関係に変化が生じて以後、このような労使関係の変化が1990年代のフジモリ政権（1990-2000年）において労働法制の改正によって制度化され、その結果として如何なる社会状況が出現したのかを検証するものである。換言するなら、「経済のグローバル化」の進展の中で労使関係がどのように変化し、それが如何なる社会変動をもたらしているかを検証するものである。

I. グローバル化と労働市場の構造変化

イギリスにおいては第二次世界大戦後、工業輸出力の低下、福祉政策の強化などによって継続的な経済低下が生じたが、このような事態を前に、1979年5月に発足したサッチャー保守党政権は、歴代の労働党及び保守党の諸政権によるケインズ的有效需要政策を軸に展開された経済政策から根本的に転換するマネタリズム政策を採用し、「小さな政府」、「民間活力重視」、「自助精神」、「労働慣行の改革」、「法と秩序の回復」に重点を置いた、所謂「サッチャリズム」と呼ばれた新保守主義路線を打ち出した。サッチャー政権が重視したのは効率化、能力主義、競争原理の導入であり、このような視点から既存の国有企業の4分の1の民営化が図られ、雇用者数を半減させた。労働政策面での基軸は、市場経済優先論に基づく「労働市場の自由化（規制緩和）」と「個人の自由の復権」であった。このような労働市場の「市場経済」化による経済合理化策を推進する上で重視されたのが、労使関係へのテコ入れを軸にした労働組合の弱体化であった。具体的には、①支援者による争議行為の非合法化、②組合の民法上の法人責任の強化（非合法行為による損害に対する賠償責任）、③クローズド・ショップに対抗する個人の就労権の強化、④役員選挙・争議行為・政党支持の際の投票の秘密投票義務づけ、⑤最低賃金の廃止、⑥組合費徴収における個人の同意署名の義務づけ、⑦経営者の解雇権の強化などであった。このような「労働硬直性」の打破を目指した労働政策の背景には、過去の政権において採用されてきた「完全雇用」策が生産性の低下、その結果として経済低迷をもたらしてきたとし、これを克服するためには失業者増加という社会コストを避けることはできないとする政治的確信が存在したと言える。

このようにサッチャー政権においては、権威主義的傾向を有するとはいえ民主主義体制の下で「新自由主義」という新保守主義的な政治・経済イデオロギーに依拠して労働者の雇用安定という既得権益を犠牲にする形で経済の活性化が図られた。

このような経済低迷からの脱出を労働者の安定雇用を犠牲にして図る路線が、サッチャー政権以後、多くの諸国で取られる。1990年代末より経済不況局面に入った日本においても、2002年末に労働政策審議会が労働法制「見直し」の報告書を提示し、労働法制の改定作業が進展しつつある。その基本的な目的は、労働基準法と労働者派遣法の改正によって「労働硬直性」を打破するための規制緩和の大幅な促進にある。改正案の要点は、①解雇ルールの特化（経営者の解雇権の特記）、②裁量労働制の緩和、③有期雇用の既成緩和（期間延長）、④労働者派遣の既成緩和（派

遣業務の拡大と期間延長）等である〔厚生労働省 2002〕。これらの労働法制改正によって具体化が目指されているのは、経営者側への「解雇権」の容認、と不正規雇用（派遣／下請労働者の雇用等）の拡大であるといえる。

本章はサッチャー政権の労働政策と1990年代のペルーにおける労働政策の比較を目的とするものではない。筆者がここで指摘しておきたいことは、イギリスのサッチャー政権において実施され、また小泉政権下の日本においても検討されつつある労働法制の変更は、市場経済原理に基づいて労働市場の規制緩和によって経済効率化を向上させようとする傾向であり、1970年代より世界的に顕著になってきた新自由主義経済政策の主軸をなすものである、という事実である。1990年代のフジモリ政権において実施された労働政策は、これらの労働法制改革と同様の趣旨に沿って、1970年代のベラスコ軍事政権期に制定された労働者に有利な労働法制によって確立された「労働硬直性」を打破することを目的に実施された。

Ⅱ．からⅢ．において、1970年代のベラスコ軍事政権期以後のペルーにおける労働法制を概観し、その中におけるフジモリ政権期の労働政策の歴史的意味を明らかにしてゆく。

Ⅱ．軍事政権下の労働情勢（1968－80年）

ペルーにおいては、貨幣経済の浸透を背景とした農村社会の変化に伴って、1940年代末より農村部、特にアンデス山岳部の農村から海岸部の諸都市への人口移動が急速に増加した。その結果、リマ首都圏（リマ市とカヤオ市）の人口は<表1>に見られるように、1961年より各10年間で約百数十万人の割合で増加してきた。

表1 人口の推移

単位：千人	1920年	1940年	1961年	1972年	1981年	1993年	2000年
全 国	500	702	1042	1412	1776	2264	2566
リマ首都圏	25	66	190	342	484	643	780

出所：INEI [1997]

このような1950年代以降の人口増加（新来者の到着、次世代・次々世代の誕生）に比し、リマ首都圏は十分な労働力吸収力を有していないために、インフォーマル・セクターが拡大した。インフォーマル・セクターは雇用構造から見た場合、露天商及び自営労働者層（家内製造業、輸送業等）の増加となって現れる。

農村から都市への人口移動の一因には、都市の文化的な求心力が作用したという面もあるし、農村部における大土地所有制のために農業従事者に十分な農地が保障されないために生活確保のために移動を開始したという事態も存在した。大土地所有制が社会発展の障害になっているという認識は軍部にも共有されてゆくようになった。ペルー軍部は、長年にわたるアプラ党（PAP）との敵対関係もあり、同党に対する対抗上、高等軍事研究所（CAEM、Centro de Altos Estudios Militares）の設立に象徴されるように社会変革問題にも敏感であった。また、軍部は都市部で増加した人々が未就労の貧困層に位置し、政治的にも社会的にも参加のアクセスが閉ざされている状況にも敏感になっていた。

1968年10月に軍事クーデターによって登場したベラスコ軍事政権は、「革新型」軍事政権であったと評価されている。このような評価がなされる要因として、同政権の中核となった陸軍の革新派将校団（佐官クラス）が大土地所有者層の政治的・経済的基盤を一掃するための農地改革等の社会変革を推進したことが挙げられる。同政権は、革新派将校団が一部左翼出身者のイデオログたちと連携して経済発展を国家の積極的な介入によって実現する「国家介入型」の「国家資本主義」モデルを確立するとともに、都市部低所得者や農村部貧農を中心とする底辺層を政治的・経済的・社会的に統合し経済発展の基盤とする「統合モデル」を提起した。産業構造においても基幹産業を国有化するとともに、農地改革を実施して大土地所有者層の経済基盤の一掃を図った。

このような基本方針の下、労働政策においても労働者の体制支持を確保する目的から、労働者の経営面での「参加」を保障するとともに、労働者の福祉向上を目的とするために労使関係を変化させる変革措置を導入した。また、労働者への利益再分配の確保を目的とした「労働共同体」の設立するとともに、労働者の経営参加を目的とした「産業共同体」の確立を目指した。

労働政策においても、労使関係における労働者保護は、解雇条件の厳密化することによる雇用安定によって図られた。1970年に制定された法律第18471号は、個々の労働者の解雇は重大な解雇理由の存在を前提とし、かつ労働者に再配置請求権を保障するものであった。これは、事実上使用者側の一方的な利害に基づく不当解雇を禁止するものであり、労働市場の「硬直性」を維持する基本軸とされた。

また体制擁護を強化するため労働者の組織化が促進され、政府主導のペルー革命労働者中央組織（CTRP）が結成された。その結果、労働団体はペルー共産党「統一」派（PCP-Unidad）が主導権を握るペルー労働者層連盟（CGTP）、ペルーアプラ党

表 2 1970年代の主要労働法制

法規名	公布年	内 容
法律第18138号	1970年2月	特別な場合における臨時雇用を許可。
法律第18471号	1970年	契約後3ヶ月間の試験雇用期間を設定。解雇に伴う退職金を3ヵ月分に設定。不当解雇の禁止。
法律第22126号	1978年	試験雇用期間延長（3ヵ月間→3年間）（→雇用安定の低下）。解雇に伴う退職金を12ヵ月分に設定。
1979年憲法	1979年	公布後契約した労働者の雇用安定を否定

出所：筆者作成

が主導権を握るペルー労働者連盟（CTP）、及びCTRPの三大組織が分立することとなり、労働者の組織化率も高まった。このような労働者組織化率の上昇にともなう、労働者側の権利意識が強まり、「労働硬直性」の強化をもたらした。

しかし、労働情勢は、1975年に軍事政権内に生じた内紛により、政治プロセスの急進化を目指した急進左派に対抗して右派が政権内クーデターを引き起こしてモラレス・ベラムデス政権を発足させたことで大きく変化した。モラレス・ベラムデス政権は労働政策に関して、基本的に国家介入を維持しつつも、資本側の有利を確保するために雇用安定の低下を労働者側に強いる路線をとった。前掲表2>に見られるように、同政権中に公布された主要な労働関係法制は、ベラスコ政権期に労働者側に有利に確立された雇用安定政策を掘り崩すことに向けられた。その結果、1977-78年に発生した経済不況の下で、実質賃金の低下と労働条件の悪化に抗議するストライキが多発してゼネストにまで発展するなど労働攻勢が強められ、「政資」対「労」の対決が全面化する社会状況が生まれた。しかし、この労働攻勢は政府による警察力を用いた治安対策の結果、労働者側の全面的敗北に終わり、それ以後一貫して国家権力と一体化した使用者側の「攻勢」が労働政策上で展開される転換点となる。

Ⅲ. 1980年代の労働情勢

1980年に成立した中道右派のベラウンデ人民行動党（AP）政権は、右派のキリスト教人民党（PPC）の連立となった。ベラウンデ政権は経済発展モデルとしては国際協調・民間主導型を志向しつつも、国家介入型の1979年憲法の制約下で、国家介入を根本的に脱却する路線とはれず、この政治的志向性と法律体系の間に存在する矛盾を反映させた経済運営が行われた。労働政策面では、1979年憲法の国家介入

型・政労使三者協調路線に制約されつつも、事実先行的に最低賃金の低水準維持など使用者側有利の傾向が強められた。

1985年に成立した中道左派のガルシア・アブラ党政権においては、階級協調的な性格が顕著に見られた。経済発展モデルにおいては国家資本主義的發展を目指しつつ、労働政策面では支持基盤の一つである労働者層の利益擁護と資本主義的發展のための資本側の利益擁護という二面性が示された。

表3 1980年代の主要労働法制

法規名	公布年	内 容
法律第24514号	1986年	試験雇用期間短縮（3年間→3ヵ月）。解雇に伴う退職金を3段階に設定（3ヵ月から1年：3ヵ月分、1-3年：6ヵ月分、3年以上：12ヵ月分）。
緊急雇用法	1987年	公布後契約した労働者の雇用安定を否定

出所：筆者作成

前掲＜表3＞の通り、労働法制面では、安定雇用の縮減を目指した試験雇用期間の短縮や臨時雇用枠の拡大が図られるとともに、解雇コストの削減が図られるなど、決して雇用者側一辺倒でない政策が採られている。

ガルシア政権期後半にはインフレが上昇し、それに伴った最低賃金の引上げが行われたが、引き上げ幅がインフレ上昇率を上回らない範囲に制限されたため、最低賃金を基準として設定された民間部門の賃金が低下することになり、その結果半失業者層の増加をもたらした。この傾向は＜表4＞の通り、1989年から顕著となる。この時期より、雇用構造の中で半失業者が占める割合が増加する。換言すれば、労働者保護の目的で設定された最低賃金制度が、その本来の目的から離れて、賃金抑制の基準として機能し始める。フジモリ政権期においては、この側面が強化され、最低賃金制度が労働者保護のために有する意味は消滅することとなる。

表4 失業率の推移①

(%)	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
安定就業	47.6	52.1	60.3	55.9	18.6	18.6	15.6	14.7	12.7	16.9
半失業(注)	42.5	42.6	34.9	37.0	73.5	73.1	78.5	75.9	77.5	74.3
完全失業	9.9	5.3	4.8	7.1	7.9	8.3	5.9	9.4	9.9	8.8

出所：Perú en Números [1997]

注：「半失業」とは週35時間以上労働し、その収入が最低賃金（1967年価格で1.2ソルをベースにしたインフレ調整値）以下の者を指す。右基準は1994-95年に変更され、1995年以後＜表12＞の（注）で指摘した基準が使用される。

IV. フジモリ政権下の労働情勢（1990－2000年）

1990年7月に発足したフジモリ政権（1990－2000年）においては、労働市場の自由化・規制緩和が労働政策の主軸とされた。その背景には、1970年代前半に確立された労働者優遇の労働政策の結果として「労働硬直性」が生じてしまった労働市場の規制緩和に向けた資本側の要請という国内的要因と、1970年代末移行に国際的な潮流となった新自由主義的な経済モデルの採用という対外的要因が存在したと見るべきであろう。

フジモリ政権下で実施された労働政策改革の目的は、「企業家と労働者が世界経済の加速的な変化に対応し、人的資源が経済成長の潜在力がある活動に向けられるように、労働力の柔軟性と可動性を保障し、労働者の基本的権利を尊重しつつ、労働市場の有効的な展開に資する規範的枠組みを創出することにあった」とされる[Verdera 2000: 15]。即ち、改革の目的は、経済のグローバル化の進展を認識し、これに対応するために労働市場における国家の介入を一掃して、労働市場が競争原理に基づいて機能するように、使用者側に有利に導くために「労働硬直性」を打破することにあったと言いうる。ここでいう「労働硬直性」とは、Ⅱ．及びⅢ．で見てきた1970年代以後の労使関係における労働者に有利な労働法制によって確立された、基本的には労働者の雇用安定を保障する諸条件の設定、集団交渉権の承認等々によって表現された労働市場の特徴を意味する。

それ故に、フジモリ政権下で実施された、これらの「労働硬直性」を打破するための新規の労働関係法規は、雇用契約・解雇条件の緩和、集団交渉権の弱体化を目指すものであった。具体的には、下記の労働関係関連の諸法令である。これらは労使関係において使用者側に有利な内容をもつものであり、労働市場を競争的なものにするための労働者の可動性を保障するものであったが、労働者側にとっては労働条件の悪化をもたらした。＜表5＞はフジモリ政権下において労働市場の規制緩和を目的として公布された労働法制改革関連の主な法律である。

小倉 第9章 1990年代ペルーにおける労働法制改革とその社会的影響

表5 1990年代の主要労働法制

法規名	公布年	内 容
行政立法第650号	1991年7月	使用者に労働期間補償金の金融機関での積立て義務（失業保険的機能）。
省令第430-90-TR号	1991年9月	臨時雇用枠を拡大。
行政立法第728号 ＜雇用振興法＞	1991年11月	*労働時間の柔軟化。 *1991年以後の契約者に対する雇用安定の破棄。 *解雇条件の拡大（解雇理由の明示義務、及び再配置の必要性を破棄）。 *派遣／下請労働・臨時雇用の緩和（派遣／下請労働者の雇用率を20%まで拡大）。 *解雇に伴う退職金の削減（1年以上3年以内：3ヵ月分、その後1年につき1ヵ月分追加）。 *実習制度を通じた若年労働者雇用の促進。
政令第26136号	1991年12月	超過勤務手当の増額（25%→50%）。
省令第077-90-TR号	同上	*法律18138号の臨時雇用制限を撤廃。臨時雇用のカテゴリーを増加。特殊な場合には契約最更新限度2年を撤廃。
政令第25593号	1992年7月	*組合結成の柔軟化（単一組合状態の打破→団体交渉権の相対化、国家の介入権の縮小）。 *交渉権を産別から企業別に縮小。合意内容の有効性を更新可能付きで1年に限定。 *労働者総数半数以上の賛同による労働者スト権を確認、スト期間は賃金不払いを規定。
1993年憲法	1993年	不当解雇からの労働者保護を保障（但し、「適切な措置を講ずる」とするも明記せず）。
政令第25897号	1993年7月	民間年金制度を確立。
法律第26513号	1995年7月	*不当解雇からの保護による雇用安定の破棄（本人及び判事の再配置要求権を破棄）。 *解雇に伴う退職金の削減（1年毎に1ヵ月分）。雇用者側負担を退職金供与のみに縮小。解雇に際して理由明示の必要性を削除。 *男女間の労働時間制限の単一化。 *臨時雇用の最大限を5年間に拡大するとともに派遣／下請労働者の雇用率20%を再確認。
行政立法第853号	1996年10月	全国住宅基金（FONAVI）の再編。
行政立法第854号	同上	超過勤務手当の削減（50%→25%）。
行政立法第855号	1996年11月	*解雇に伴う退職金の削減（1年毎に半月分）。 *派遣／下請労働者の雇用率を50%に拡大。
行政立法第871号	1996年11月	解雇に伴う退職金の増額（1年毎に1ヵ月半分で最大限12ヵ月分）。

出所：筆者作成

注：「政令」（Decreto Ley）、「行政立法」（Decreto Legislativo）、「省令」（Decreto Supremo）

これらの諸法律の中でより重要なのは、解雇条件の緩和や派遣／下請労働・臨時雇用枠の拡大を規定した行政立法第728号（1991年11月公布）と、同法より以上に解雇条件を緩和し、派遣／下請労働・臨時雇用枠をさらに拡大した法律26513号（1995年7月公布）、及び労働組合の交渉権を制限するとともに労使紛争への国家介入を制限した政令第25593号（1992年7月公布）である。行政立法第728号は使用者側の労働者解雇に際しての理由明示義務と労働者の再配置義務を廃棄し、解雇時における退職金支給基準を低下させて使用者側に解雇における裁量権を拡大するとともに解雇コストを低減させた。法律第26513号は、行政立法第728号と同じ方向性の下に、解雇時における再配置要求権を廃棄し、退職手当など使用者側の負担をさらに低減した。

また、行政立法第728号は派遣／下請労働者の雇用比率を引き上げ、法律第26513号は派遣／下請労働者の雇用可能期間を5年に延長した。

他方、政令第25593号は、一企業における労働組合の複数化、産別団体交渉権の否定、ストライキ実行に関する表決の制限、ストライキ中の賃金支払い義務の廃棄、国家の労働紛争介入権の制限を規定した。

上記の三法によって、労働市場の規制緩和が進展して、労働市場が市場原理に沿って機能する可能性を増加させたことは事実である。他方、労使関係においては使用者側に一方的に有利な法的環境が整備され、大きな変化が生じた。

このような労働市場の規制緩和による使用者側に有利な環境の確立が、労働法制改革が進展していった時期の経済活性化をもたらした一因をなしたことは事実であろう。しかし、問題はそのような労働市場の規制緩和が社会情勢にいかなる影響を与え、長期的な視点から見て、経済成長に導く環境を整備したのか否かについての判断である。

<表4>、<表6>及び<表7>は、労働市場の構造変化を示す統計数字である。<表4>は1990年代前半における失業率の変遷を示しているが、最大の特徴として完全失業の低下が見て取れる。そうであるなら、雇用情勢は好転したと言えるのだろうか。結論を言えば、完全失業の低下、即ち雇用の増加は必ずしも被雇用者側から見た雇用情勢の好転を意味していない。被雇用者数は増加したものの、雇用安定の保障が大きく低下した。

<表6>によれば、1990年代に増加したのは職種別に見ると民間事務職の非専門職、民間部門の未組織労働者、自営非専門職である。自営非専門職の多くはインフォーマル・セクターの露天商を除く階層に属する。従って、フォーマル・セクター

表6 リマ首都圏における労働構造

		1970	1975	1981	1984	1987	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
民間・事務職	専門職	1.7	2.3	5.8	6.3	4.9	5.7	4.6	5.1	5.2	4.9	5.7	5.4	4.0	4.7
	非専門職	18.0	18.5	18.3	18.6	16.2	15.6	13.7	16.6	16.1	17.4	19.3	18.3	19.9	16.8
公的・業務部門職	専門職	2.2	4.4	5.2	5.0	5.3	6.0	4.7	4.3	3.8	4.1	3.5	3.7	3.3	2.7
	非専門職	10.2	16.9	10.1	9.6	11.0	10.7	10.5	9.3	8.3	7.8	6.7	6.4	5.3	4.8
民間労働者	組織労働者	12.4	12.6	9.2	6.2	6.4	5.2	4.8	4.3	3.7	3.9	3.6	2.4	1.9	1.5
	未組織労働者	14.0	10.4	15.2	12.9	12.4	11.8	15.9	13.4	15.6	16.2	15.3	17.5	17.9	20.5
自営	非専門職	15.7	13.9	12.7	13.3	14.9	14.6	14.9	16.3	16.1	16.4	14.1	15.0	21.3	20.0
露天商		2.5	3.7	5.1	7.7	7.7	11.8	13.1	12.4	14.5	9.7	12.7	11.6	9.7	10.8
家政労働者		9.8	6.8	6.5	7.6	5.0	4.9	5.1	4.8	4.9	4.6	4.5	4.7	4.2	5.0
その他		13.4	10.7	11.8	12.7	16.1	13.8	12.7	13.5	11.8	15.0	14.6	15.0	12.5	13.2
全体		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

出所：Ministerio de Trabajo y Promocion Social 資料より作成

表7 雇用安定性の推移

	労働者総数 (千人)	安定雇用		派遣／下請・臨時雇用	
		人数 (千人)	比率 (%)	人数 (千人)	比率 (%)
1970年	350.3	309.2	88.2	41.3	11.8
1975年	413.4	351.7	85.1	61.7	14.9
1984年	668.1	380.1	56.9	288.0	43.1
1987年	842.2	513.1	60.9	329.1	39.1
1989年	831.9	540.9	65.0	291.0	35.0
1990年	883.6	517.9	58.6	365.7	41.4
1991年	963.0	591.4	61.4	371.6	38.6
1992年	977.2	493.7	50.5	483.5	49.5
1993年	1109.3	548.8	49.5	560.5	50.5
1994年	1175.9	567.4	48.3	608.5	51.7
1995年	1240.6	522.2	42.1	718.4	57.9
1996年	1213.7	304.1	25.1	909.6	74.9
1997年	1321.8	304.8	23.1	1017.0	76.9

出所：Verdera [2000] より作成

に見るならば、雇用が増加したのは民間事務職の非専門職と民間部門の未組織労働者である。そして、これらの階層は、＜表7＞が示している不安定雇用の状態にある。＜表7＞に依れば、1990年のリマ首都圏における労働者総数88.4万人のうち安定雇用状態にある者は58.6%に相当する51.8万人、不安定雇用状態にある者（常時雇用状態にない者）は41.45%に相当する36.6万人であったが、1997年には総数132.2万人のうち安定雇用状態にある者は23.1%に相当する30.4万人、不安定雇用状態にある者は76.9%に相当する101.7万人である。この間に安定雇用が21.3万人減少した一方で、不安定雇用が64.9万人も増加したのである。あきらかに、雇用者の雇用状態の悪化が見て取れる。不安定雇用状態にある者の増加は、使用者側に有利な解雇条件の設定と派遣／下請労働・臨時雇用の法的枠の拡大に起因すると見られる。

表8 労働者の組合組織率

	労働者の組合組織化率（首都圏）			労働争議数（全国）		
	経済活動人口 （千人）	組合加盟者 （千人）	組合加盟率 （%）	申し立て総数	争議解決件数	直接交渉解決 数（%）
1981年	661.1	239.1	36.2	N.D.	N.D.	N.D.
1984年	687.2	220.1	32.0	N.D.	N.D.	N.D.
1985年	N.D.	N.D.	N.D.	2017	1595	1172 (73.5)
1986年	782.2	200.5	25.7	2014	1498	835 (57.3)
1987年	909.9	238.4	26.2	2532	1787	1118 (62.6)
1989年	919.4	299.7	32.6	2484	2441	1668 (68.3)
1990年	966.0	268.4	27.8	2015	1762	1093 (54.7)
1991年	1004.4	277.3	27.6	1941	1402	1101 (78.5)
1992年	1029.6	228.0	22.1	N.D.	N.D.	N.D.
1993年	1257.1	209.2	16.6	1461	1059	968 (91.4)
1994年	1236.2	226.1	18.3	1350	883	795 (90.0)
1995年	1289.1	142.0	11.1	1271	803	751 (93.5)
1996年	1237.3	82.5	6.7	998	623	567 (91.0)
1997年	1323.8	85.8	6.5	846	627	596 (95.1)

出所：Verdera [2000] より作成

表9 ストライキ発生数の推移

	ストライキ数 (件)	参加労働者数 (千人)	喪失時間 (千時間)
1980年	739	482	17913
1985年	579	238	12228
1986年	648	249	16867
1987年	720	309	9068
1988年	814	693	38275
1989年	667	224	15223
1990年	613	258	15068
1991年	315	181	8881
1992年	219	115	2319
1993年	151	42	2168
1994年	168	63	1937
1995年	102	28	1049
1996年	77	36	1400
1997年	66	19	319
1998年	58	17	323
1999年	71	52	724
2000年	36	5.2	182

出所：Anuario Estadístico [2001]

このような被雇用者側に不利な環境を強めたのが労働組合の権限縮小策であった。労働者の組織率は、労働紛争が激化した1977-78年を転換点として、国家と使用者側の連携による労働運動抑制策が採られた結果、1970年代末以降徐々に低下してきたが、その傾向は1990年代にさらに顕著になる。＜表8＞が示しているように、労働者組織率は1990年の27.8%から1997年には6.5%に大きく低下し、ストライキ発生数も組織化率の低下を反映して大きく低下した。あきらかに、法律第25593号による労働組合の規制が奏効して、労働者側がストライキによって労働条件の改善を要求しうる可能性が低下したのである。労働組合がストライキを実施した場合には、ストライキ期間中の賃金が支払われないばかりか、解雇理由にもされかねない環境においては、ストライキの発生は自ずと自粛されることになる。

経済自由化の結果、多くの諸国では製造業部門の中小企業の倒産に伴う雇用減がみられたが、ペルーにおいても同様である。ペルーにおいては1990年代に民間部門の雇用は微増しているが、雇用が増加したのは＜表10＞が示すようにサービス部門のみであり、製造業及び商業部門においては低下している。

表10 雇用の推移

	全 体	製 造 業	商 業	サービス業
1979	100	100	100	100
1980	102.2	101.9	101.2	101.7
1981	103.5	103.0	103.5	102.8
1982	103.9	101.7	106.8	105.9
1983	99.9	96.3	100.3	107.0
1984	92.6	87.4	91.9	104.7
1985	92.4	85.0	90.4	106.0
1986	96.3	90.1	93.3	108.8
1987	101.8	97.7	95.9	110.8
1988	104.0	95.7	96.6	111.7
1989	94.2	85.1	88.9	111.9
1990	91.9	82.8	86.9	111.1
1991	86.5	78.8	79.3	104.7
1992	77.1	70.7	66.4	93.2
1993	71.4	66.4	55.8	89.4
1994	71.8	65.5	51.8	93.1
1995	71.2	63.7	56.4	92.0
1996	73.7	62.3	64.8	98.4
1997	76.2	63.1	66.5	104.2
1998	77.5	61.9	70.7	109.0
1999	74.5	57.4	69.6	104.5

出所：Ministerio de Trabajo y Promocion Social資料より作成

表11 給与水準の推移 単位：ヌエボ・ソル

		1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
民間 最低賃金	名目	10.7	38.0	69.1	72.0	117.0	132.0	152.8	290.8	345.0	397.6	410.0
	実質	173.7	121.3	127.0	89.1	117.0	118.8	122.7	215.5	239.1	231.1	256.6
実質民間 平均給与		924.1	1100.7	1119.0	1283.5	1552.9	1479.2	1549.4	1678.2	1850.7	2009.3	2178.0

出所：Perú en Números [2001]より作成

しかし、雇用の微増は被雇用者側にとっての雇用環境の好転には繋がっていない。雇用規模は拡大したものの、労働法制改革の結果として、労働条件の悪化を結果している。即ち、使用者側の労働コスト減をもたらしたために雇用は量的には拡大したものの、質的向上を伴なわなかったのである。そのため、社会的格差の質的悪化をもたらして不平等等を増幅する結果となっている。

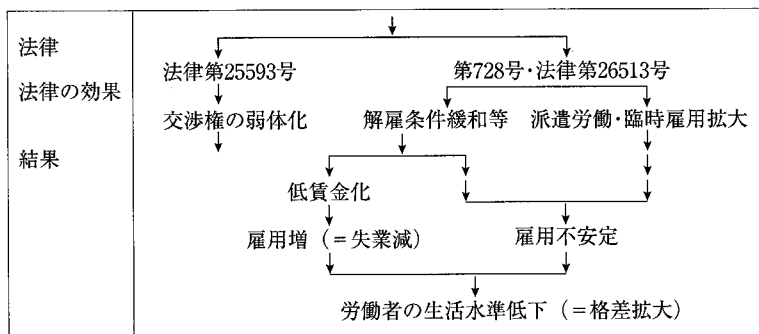
表12 失業率の推移②

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
安定就業	50.0	50.3	50.5	47.9	48.5	49.7
半失業 (注)	42.4	42.7	41.8	44.3	43.5	42.9
完全失業	7.6	7.0	7.7	7.8	8.0	7.4

出所：Perú en Números [2001] より作成

注：＜表4＞の（注）で指摘した通り、1995年以後「半失業」の基準が「変更され」、「半失業」とは労働時間が週35時間以内で、最低所得（5人家族でうち所得のある者が2人場合には合計の収入が1115.2ソル、1人場合は557.6ソル）以下の状態をさす。

1990年代のフジモリ政権下において労働市場の規制緩和を目的として採られた一連の法律が、いかなる社会的影響をもたらしたかを図式化すれば＜図1＞の通りとなろう。



出所：筆者作成

図1

V. 労働市場の構造変化と社会変動

フジモリ政権による労働市場の規制緩和は使用者に有利な雇用環境を生じさせるという労働市場の構造変化をもたらし、雇用を増加させる効果を生じたものの、被雇用者側には雇用条件の悪化をもたらした。その結果、失業率は低下したにも拘らず、それが労働者の生活水準の向上には必ずしも繋がらないという事態が生じた。労使関係が悪化し始めたのは1970年代後半のモラレス・ベルムデス政権下においてであった。1977-78年に発生した労働攻勢は、このような低賃金化や労働条件の悪化という労使関係の悪化に対する労働者側の反応であった。労使関係の逆転はこの時期より事実先行的に徐々に進行し、1990年代フジモリ政権において法制化（＝制

度化) されたと言いうる。フジモリ政権における労働市場の規制緩和に向けた労働法制の改革は、このように資本に有利な労働市場の形成を目指したものであった。

1970年代後半以降の労使関係の恒常的な悪化という環境の中で、その影響を受けて社会情勢も大きく変化した。社会情勢の変化を象徴する現象として顕著なのは、低所得者居住地域における住民組織化と、働く青少年の組織化であろう。低所得者居住地域における住民運動については、1980年代よりペルーの内外で積極的に取り上げられ、「新社会運動」の枠組みの中で論じる研究や、他方これら住民運動が内部に有した「民主主義化」の限界を指摘する研究も進んできた〔村上 1999：150－155〕。

もう一方で、労使関係の変化を背景とした社会変動を反映した社会運動として、働く青少年の組織的運動が1990年代末より注目されてきた。実質賃金の低下による半失業状態に陥る労働者の増大は、かれらの子弟に家計扶助を余儀なくさせ、学業と併行して、あるいは学業を放棄して、働きにでることを必要とさせる。しかし、青少年層を吸収するに十分な雇用が存在しないために、多くの青少年が街頭で小遣い稼ぎ程度の労働に従事するようになる。これらの働く6才から14才の青少年は、1990年代半ばには81万人に達したとの説もある。しかし、働く青少年に関する正式な統計数字は存在しない。そのため、推計を用いざるをえないが、1981年に18万人、1991年に40万人、1996年に136万人、1999年に約200万人存在すると推定されている〔Chavaltana 2000：66〕。あきらかに、1990年代に大幅に増加、特に1990年代前半、即ち労働法制の改革が実施された直後に増加していることが認められる。

働く青少年の組織化は、1976年に「解放の神学」系のカトリック青年組織である「カトリック青年労働者 (Juvetud Obrera Cristiana)」によってリマ市内の低所得者居住地域で生活する働く青少年を組織化した「キリスト教徒子弟の働く青少年全国運動 (MANTHOC、Movimiento Nacional de Adolescentes y Niños Trabajadores Hijos de Obreros Cristianos)」が結成されたことに端を発する。MANTHOCは1980年代に働く青少年の増加と相俟って急速に組織を拡大して全国的な運動に転化し、1984年には全国大会が開催される。1986年MANTHOCは第3回全国大会においてさらに運動の拡大の必要性を認識して街頭で働く青少年の組織化に乗り出す。MANTHOCはこの時期から大人に指導された運動であることから脱皮し始める。

1994年にMANTHOCはカトリック以外の青少年運動と連携して「働く青少年プログラム (PRONATS)」を立ち上げ、働く青少年の職業訓練プログラムを実施し始める。この時期からMANTHOCは「働く青少年の組織化と彼らの職業訓練」を最

大の目的と位置づけた運動を展開してゆく。そして、1997年にPRONATSでの連携を基盤に非カトリック系の約30の青少年運動とともに「ペルー働く青少年全国運動(MNNATSOP、Movimiento Nacional de Niños y Adolescentes Trabajadores Organizados del Perú)」を結成する。MANNATSOP結成時点における組織化された青少年の数は7000人であったが、2001年には1万2000人に達し、全国に存在する働く青少年の1%の組織化を実現するまでに至る。

MNNATSOPの特徴は、MANTHOCにおける先行的な経緯から、「主役（社会的主体）論（Protagonismo）」と称する働く青少年の主体性論を理念的に確立したことにある。「主役論」とは、1970年代のペルーにおける大衆運動の高揚の中で主張された「民衆主役論（Protagonismo Popular）」に刺激されて、1976年のMANTHOC結成時に「働く青少年の主役論」が考案され、その延長線上に完成された概念である。その概要は、大人中心主義に基づく援助主義や保護主義を否定し、大人も子どもも分け隔てなく社会的政治的存在・行為者であると規定し、「働く青少年」の自立性を主張する。MNNATSOPは、この「主役論」に基づいて、大人からのアドバイスを受け入れつつも、基本的には子どもだけの意思決定に基づいて運動の方針を決定している。「主役論」がただちに社会全体に影響をもつ可能性は少ないが、MNNATSOPを卒業してゆく子どもたちが労働者として主体性を自覚した存在となつてゆくなれば、再び「民衆主役論」を活気づけて、社会変革の主体となる可能性が強まろう。

このような青少年の「主体性理論」が確立された背景に、1970年代後半以降の雇用情勢に悪化がある事実は、経済自由化の波が若者たちの意識形成に影響を与えたことを示している。特に1990年代における使用者側に有利な労働法制の成立によって生じた雇用情勢の全般的な悪化の中で、街頭で働かざるをえない年少者が増加し、彼らが組織化の中で自己認識を深め主体性論を確立してきたことは、ペルー社会の将来を考える上で重要なプロセスであると考えられる。

結 び

ベルデーラは、1990年代のフジモ政権における労働市場の規制緩和を目指した労働法制改革は、使用者側に一方的に有利な労使関係の確立をもたらすものである故に、フジモリ政権のような権威主義的体制において始めて可能であったと総括している[Verdera 2000]。しかし、果たしてそうなのか。国際的に見れば、イギリス

のサッチャー政権下における労働法制改革や、日本の小泉政権下で検討されている労働法制改革に見られるように、新自由主義的な経済政策の一環として「資本」優位の労使関係が採用された諸国、あるいは採用されようとしている諸国においては、新保守主義的な政治傾向を指摘することはできるものの、必ずしも権威主義体制の存在が必要条件とはなっていない。寧ろ、われわれが認識すべきなのは、1960年代後半以降に生じた世界経済の編成原理の変化を通じて、1979年に発足したサッチャー政権において明確に確立されたような新自由主義経済政策の下で使用者側に一方的に有利な労使関係が確立されてきたという事実である。1990年代のフジモリ政権下における労働政策の変更も、世界的な新自由主義的なグローバル化の下で進展した、言わば「新自由主義革命」の一環であるという事実を重視すべきであろう。

そして、このような労働市場における被雇用者側にとっての雇用環境の悪化は、実質所得の低下をもたらし、所得額において「半失業」状態に識別される低所得者層が増大して彼らの生活水準を悪化させ、社会格差の拡大をもたらし、社会情勢にも大きな変化を生じさせた。その結果、低所得者層においては家計維持のために子弟が街頭で働かねばならないという状況が拡大し、街頭で働く青少年の数が増加した。彼らは学校教育を継続する者と、これを放棄せざるをえない者とに分れたが、いずれもが家庭の実質所得の低下を原因として家計の援助のために街頭で働き、その中で自らの環境を認識して組織化を開始し、それを進展させてきた。そして、自立者としての主体性論を確立しながら成人してゆくことは、ペルー社会がいつまでも弱者に冷酷な社会システムを維持できなくなってゆくだろうと想像させる。

本章で扱った、使用者側に有利な労働情勢は半永久的に続くものではなからう。新自由主義経済モデルが見直される時期に至れば、このように使用者側に一方的に有利な労働法制の変革を促すような社会環境が生じるものと思われるが、そのような萌芽の一端を現在の青少年労働者の自己主体化の意識の中に見ることができよう。

参考文献

Chacaltana, Juan

2000 “MANTHOC, un movimiento de niños y niñas trabajadores del Perú”, *NATS Revista Internacional desde los Niños y Adolescentes Trabajadores*, No.5- 6 : 65-98.

Figueroa, Elvira y Alejandro Cussiánovich

2001 “La organización : espacio de resiliencia y herramienta para el protagonismo de los niños”,

- NATS *Revista Internacional*, No.7-8 : 11-32.
- 福井千鶴
1999 「ペルーにおける都市化と貧困問題—リマ首都圏における現状とその改善策の一考察—」、『地域政策研究』2 (1-2) : 57-73。
- Galin, Pedro, Julio Carrión y Castillo, Oscar
1986 *Asalariados y Clases Populares en Lima*. Lima : Instituto de Estudios Peruanos.
- 平舘英明
2003 「“正社員” という言葉が死語となる日」『週刊金曜日』No.444 : 13-15。
- 池添徳明
2003 「企業の身勝手がまかり通る」『週刊金曜日』No.444 : 10-12。
- Instituto Nacional de Estadística
1990 *El sector informal en la economía peruana: proyecto de medición*.
Lima : Instituto Nacional de Estadística
- 川添百合子
2000 「ペルーの働く子どもたち：社会変化の担い手としての子どもたちの位置づけとその葛藤 前編」『PRACA』No.12 : 37-45。
2001 「ペルーの働く子どもたち：社会変化の担い手としての子どもたちの位置づけとその葛藤 後編」『PRACA』No.13 : 4-17。
- 厚生労働省
2002 『労働政策審議会建議 今後の労働条件に係る制度の在り方について』厚生労働省。
- 村上勇介
1999 「ペルーにおける下層民と政治」『地域研究論集』（国立民族学博物館地域研究企画交流センター）2 (2) : 141-179。
- 日本国際問題研究所
1996 『ペルー第二期フジモリ政権の課題と今後の国際的支援のあり方』日本国際問題研究所。
- 遅野井茂雄
1995 「ペルーの経済自由化の展開と課題」『ラテンアメリカ・レポート』（アジア経済研究所）12 (1) : 13-23。
1996 「ネオリベラリズム下のペルー経済—発展の可能性と限界—」『海外事情』（拓殖大学海外事情研究所）1996年2月号 : 15-27。
- Saavedra, Jaime
2000 “La Flexibilización del Mercado Laboral”, en Roberto Abusada y otros, *La reforma incompleta : rescatando los noventa*. Tomo I, Lima : Universidad del Pacífico, pp.379-428.
- 佐野誠
2002 「労働市場と雇用関係」石黒馨編『ラテンアメリカ経済—ネオ・リベラリズムを超えて—』世界思想社, 133-153ページ。
- Swift, Anthony
2000 “El Movimiento Nacional de Niños y Adolescentes Trabajadores Organizados del Perú”, *NATS Revista Internacional desde los Niños y Adolescentes Trabajadores*, No.5-6 : 99-173.
- 高木郁朗
2002 『労働経済と労使関係』第一書林。
- Thomas, Jim
1997 “The Labour Market and Employment”, in John Crabtree and Jim Thomas *Fujimori's Peru : The Political Economy*. London : Institute of Latin America Studies, pp.150-170.
- Verdera V., Francisco
1994 *El mercado de trabajo de Lima metropolitana : estructura y evolución 1970-90*.
Lima : Instituto de Estudios Peruanos.
2000 *Cambio en el modelo de relaciones laborales en el Perú 1970-96*.
Osaka : The Japan Center for Area Studies.
- Webb, Richard y Adolfo Figueroa
1975 *Distribución del ingreso en el Perú*. Lima : Instituto de Estudios Peruanos.

Yamada Fukusaki, Gustavo

1994 *Autoempleo e informalidad urbana : teoría y evidencia empírica de Lima metropolitana 1985 - 86 y 1990*. Lima : Centro de Investigación-Universidad del Pacífico (CIUP) .

在ペルー日本国大使館

1995 『ペルー経済の現状と課題』 在ペルー日本国大使館。